

○令和 8 年度公示第 7 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び愛媛県漁業調整規則（令和2年愛媛県規則第57号）第4条第1項に掲げる漁業につき、同規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和 8 年 9 月 25 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 制限措置

別記のとおり

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

周年（令和 8 年 9 月 25 日から令和 9 年 10 月 31 日まで）

3 備考

- (1) この公示に係る許可の有効期間は、令和 8 年 11 月 1 日又は許可の日のうちのいずれか遅い日から令和 9 年 10 月 31 日までとする。
- (2) この公示に係る許可又は起業の認可には、別に定めるところにより条件を付けるものとする。